

○招集告示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第一号

平成二十五年第一回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年二月一日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 藤 縄 善 朗

記

一期 日 平成二十五年二月八日（金）

二場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場

---

○会 期

平成二十五年二月八日 一日間

○ 応招・不応招議員

応招議員（八名）

|   |   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|---|----|
| 一 | 番 | 大 | 澤 | 初 | 男 | 議員 |
| 二 | 番 | 宮 | 崎 | 雅 | 之 | 議員 |
| 三 | 番 | 飯 | 田 | 恵 |   | 議員 |
| 四 | 番 | 齊 | 藤 | 芳 | 久 | 議員 |

|   |   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|---|----|
| 五 | 番 | 古 | 内 | 秀 | 宣 | 議員 |
| 六 | 番 | 漆 | 畑 | 和 | 司 | 議員 |
| 七 | 番 | 大 | 山 | 茂 |   | 議員 |
| 八 | 番 | 高 | 田 | 克 | 彦 | 議員 |

不応招議員（なし）

平成二十五年第一回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程(第一号) 平成二十五年二月八日

- |      |  |       |  |
|------|--|-------|--|
| 日程第一 | 会議録署名議員の指名                                       | 日程第十  | 議案第七号 専決処分<br>の承認を求めることについて<br>(埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について) |
| 日程第二 | 会期の決定  | 日程第十一 | 一般質問   |
| 日程第三 | 諸般の報告  | 日程第十二 | 事務調査について   |
| 日程第四 | 議案第一号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について                     |       |  |
| 日程第五 | 議案第二号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について      |       |  |
| 日程第六 | 議案第三号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について           |       |  |
| 日程第七 | 議案第四号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について |       |  |
| 日程第八 | 議案第五号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算(第二号)について      |       |  |
| 日程第九 | 議案第六号 平成二十五年坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について              |       |  |

午前十時五分開会

出席議員（八名）

|   |   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|---|----|
| 一 | 番 | 大 | 澤 | 初 | 男 | 議員 |
| 二 | 番 | 宮 | 崎 | 雅 | 之 | 議員 |
| 三 | 番 | 飯 | 田 | 恵 | 恵 | 議員 |
| 四 | 番 | 齊 | 藤 | 芳 | 久 | 議員 |
| 五 | 番 | 古 | 内 | 秀 | 宣 | 議員 |
| 六 | 番 | 漆 | 畑 | 和 | 司 | 議員 |
| 七 | 番 | 大 | 山 | 茂 | 茂 | 議員 |
| 八 | 番 | 高 | 田 | 克 | 彦 | 議員 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

|      |   |   |   |
|------|---|---|---|
| 企業長  | 藤 | 善 | 朗 |
| 副企業長 | 石 | 川 | 清 |
| 監査委員 | 木 | 村 | 栄 |
| 事務局長 | 三 | 田 | 和 |
| 事務局長 | 小 | 川 | 守 |
| 事務局長 | 小 | 林 | 明 |
| 庶務課長 | 高 | 篠 | 保 |

事務局職員出席者

|      |   |   |   |
|------|---|---|---|
| 庶務課  | 太 | 田 | 正 |
| 主席主幹 | 高 | 橋 | 俊 |
| 給水課長 | 柿 | 沼 | 孝 |
| 施設課長 | 田 | 端 | 安 |
| 施設課  | 長 | 山 | 伸 |
| 主席主幹 | 深 | 田 | 登 |
| 浄水課長 | 田 | 登 | 志 |
|      | 夫 | 夫 | 夫 |
| 書記   | 高 | 橋 | 俊 |
| 書記   | 毛 | 須 | 章 |
| 書記   | 新 | 井 | 広 |
|      | 高 | 橋 | 俊 |
|      | 行 | 行 | 行 |

## ◎開会及び開議の宣告

(午前十時五分)

○齊藤芳久議長 現在の出席議員は八人全員であります。よつて、定足数に達しておりますので、ただいまから平成二十五年第一回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



## ◎議長開会の挨拶

○齊藤芳久議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、平成二十五年第一回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心よりお礼申し上げます。

平成二十四年度も残りわずかとなりましたが、この一年を振り返りますと、五月には利根川におけるホルムアルデヒドの水質事故が発生し、当企業団においてもその対応を余儀なくされました。議会においても、利根川水系より吉見浄水場までの水路の視察を行いました。また、七月には各地でゲリラ豪雨が発生し、多大な被害をもたらしております。そうした記憶に新しい中で、また一方では、八月には記録的な猛暑と少雨のため、利根川水系では取

水制限がなされ、渴水を心配したわけでございます。当地区においても、約一カ月間の降雨量ゼロの地域もあります。そういう中で、幸いにも給水制限には至らず、九月の台風十七号の降雨によりまして、取水制限が解除となり、大事には至りませんでした。このように目まぐるしく変化する環境の中においても、当企業団の水道事業につきましては、おおむね順調に推移しているようでございます。これもひとえに議員の皆様を初め、関係各位のご尽力のたまものと感謝申し上げます、今後におきましてもご指導、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、本日提案されました議案は七件、一般質問は二名の議員さんから通告がありました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。



## ◎企業長の挨拶

○齊藤芳久議長 企業長から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 議員の皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成二十五年第一回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変にご多忙のところご出席を賜り、当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のためまことにありがたく、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成二十四年度の水道事業の執行状況でございますが、二カ年の継続事業であります坂戸浄水場及び若葉台取水継ポンプ場電機計装設備改修工事は、おおむね予定どおりに推移しております。また、そのほか各種事業もほぼ予定どおり終了する見込みでございます。これもひとえに議員皆様方のご理解とご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

なお、今定例会にご提案申し上げました議案は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを初め、平成二十五年の当初予算など七議案であります。内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかにご同意、ご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。そして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○齊藤芳久議長 次に、今定例会に出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承承願いたします。

#### ◎議事日程の報告

○齊藤芳久議長 書記をして本日の議事日程を朗読させます。  
毛須書記。

○毛須章久書記 (議事日程朗読)

#### ◎会議録署名議員の指名

○齊藤芳久議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十三条の規定により、議長において、

六番 漆畑和司 議員  
七番 大山茂 議員

を指名いたします。

## ◎会期の決定

○齊藤芳久議長 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日としたいと思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 異議なしと認めます。

よつて、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

## ◎諸般の報告

○齊藤芳久議長 日程第三、諸般の報告を行います。

監査委員から定例監査の結果について及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

## ◎議案第一号の上程、説明、質疑、討論

### 採決

○齊藤芳久議長 日程第四、議案第一号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団  
監査委員の選任についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第一号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

よつて、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することといたしました。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よつて、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することと決定いたしました。

本案につきましては、監査委員、中田洋氏より一身上の都合によりまして辞職願が提出されたため、平成二十四年十二月二十日付で承認いたしました。この後任として今國喜栄氏を選任することについて協議いたしましたところ、内諾をいただきましたので、地方公営企業法第三十九条の二第五項の規定により、同意をいた

だきたく提出するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご同意を賜りますようお願い  
い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

二番、宮崎雅之議員。

○二番 宮崎雅之議員 ただいま議題となつております議案第一号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について質疑を行います。

この議案に挙げられました今國氏の経歴書が一枚添付されてお  
ります。この経歴書を見させていただきますと、大学の生協の電  
算システム部長ですか、そして同組合の専務理事等歴任され、要  
職につかれているという方でございます。当企業団におきまして  
は、企業会計でございまして、ここにははつきりと経歴書にうた  
われておりませんが、経理にも大変面白い方ではないかなという  
ふうに推察しております。最終的に今國氏に決められた理由をお  
伺いしたいと思います。

○齊藤芳久議長 藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 宮崎議員さんのご質疑にお答えいたします。

現在、当企業団の監査委員は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団規約第  
十一条第二項の規定に基づき、二名の学識経験者に監査委員をお  
願ひしております。今回ご同意をお願いいたしました今國喜栄氏  
につきましては、昭和四十五年、法政大学生協同組合に入社以

降、平成二十一年、全国大学生協同組合連合会を定年退職する  
までのうち、三十数年にわたり経理の仕事に携わっております。

ただいま宮崎議員さんが指摘のとおりでございます。経理課  
長、経理部次長、経理業務統括などの要職を務めた方ございま  
す。

また、現在は、読売新聞社やTBSテレビなどマスメディアを  
会員とし、東京都や内閣府大臣官房政府広報室などが特別団体会  
員となつております公益財団法人日本世論調査協会の監事の職に  
ついておられます。

また、地元鶴ヶ島においても、自治会長や地域支え合い協議会  
の幹事として、偏りのない公正な立場で活躍なさつてきたとのこ  
とでございます。

そうした経歴、経理等に非常に明るく、あるいはまた政府系の  
団体等も入っております公益財団法人の監事としてのそうした活  
躍等々総合的に判断いたしました。当水道企業団の事業の経営管  
理に関し、その識見を生かしていただけると、それからまた人格  
も高潔な方であるとお聞きしておりますので、そうしたことから  
判断した次第でございます。

以上です。

○齊藤芳久議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第四、議案第一号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。



◎議案第二号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第五、議案第二号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団

布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第二号 坂

戸、鶴ヶ島水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により水道法が一部改正されたことに伴い、従来は法令で規定されていた技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の範囲並びに当該監督業務を行う者及び水道技術管理者に必要な資格を条例で定める必要があるため、本条例を制定いたしたく、この案を提出するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第五、議案第二号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第三号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第六、議案第三号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第三号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、埼玉県市町村総合事務組合から久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第二百九十条の規定により、この案を提出するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い

い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第六、議案第三号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第四号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第七、議案第四号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更につ

いてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 たいま議題となっております議案第四号 埼

玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成二十五年四月一日から埼玉県市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させること並びに埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第二百九十条の規定により、この案を提出するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願いい申し上げます、提案理由の説明といたします。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第七、議案第四号 埼玉県市町村総合事務組合を

組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第五号の上程、説明、質疑、討論

#### 採決

○齊藤芳久議長 日程第八、議案第五号 平成二十四年度坂戸、鶴

ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第二号）についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 たいま議題となっております議案第五号 平

成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第二号）についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、当年度最終補正ということで、全科目の事務事業につきまして執行状況を精査したものでございます。

補正予算第二条に定める収益的収入及び支出につきましては、収入では営業収益の水質検査手数料を増額し、営業外収益では消費税及び地方消費税が納付となる見込みから消費税及び地方消費税還付金を減額する一方、雑収益では東京電力損害賠償金等を増額したことにより、一千六百七十七万円の減額補正を行い、収入の合計を三十億八千九百七十七万五千円といたしました。

支出では、浄水場関係委託料の減額、検定満期量水器修繕費などの減少により、営業費用の執行残を減額し、営業外費用では消費税及び地方消費税額を計上したほか、特別損失では過年度損益修正損において平成二十三年度分の消費税及び地方消費税の不足額を増額したことにより、水道事業費用全体では二百八万五千円の減額補正を行い、支出の合計を二十八億六千六万六千円といたしました。

次に、補正予算第三条に定める資本的収入及び支出につきましては、収入では工事負担金の減少により二千三百五万五千円の減額補正を行い、収入の合計を一億六百三十四万四千円といたしました。

支出では、建設改良費につきまして、管網整備事業や区画整理事業に伴う配水本管布設工事の執行残などにより七億一千三百三十五万四千円の減額補正を行い、支出の合計を十五億三十八万七千円といたしました。

その結果、収入が支出に対し不足する額十三億九千四百四万三

千円につきましては、補正予算第三条に記載のとおり補填することといたしました。

また、債務負担行為については、当年度以降にわたって債務を負担する事項の承認をお願いするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

二番、宮崎雅之議員。

○二番 宮崎雅之議員 ただいま議題となっております議案第五号

平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第二号）について、二点質疑を行います。

最初に、資本的支出での建設改良費の中の配水施設費のうち、工事請負費が大幅に約五億九千五百万円減額となっております。

内訳を見ますと、主な事業として管網整備事業や耐震化工事などが含まれており、理由によつては今後の市民サービスの低下を招くのではないかと危惧するものです。万年橋及び北坂戸橋などの大型個別更新工事を含め、主立った事業の減額補正に至つた内容についてお伺いをいたします。

次に、収益的収入及び支出において、当初見込みに対し、営業外収益で消費税及び地方消費税還付金が二千五百六十一万一千円の減額、そして営業外費用で消費税及び地方消費税が二千二百九十九万六千円増額となっております。当初の見込みと収支で総額四

千八百六十万七千円の乖離が発生しているわけです。消費税は現在、国、地方をあわせ五%であつて、理論上では課税対象額が見込みとの差額で総額九億七千万円にならないと発生しない額ですし、そもそも消費税においてこれだけの見込み額の乖離が発生する理由をお伺いいたします。

○齊藤芳久議長 長山施設課主席主幹。

○長山伸一施設課主席主幹 ただいまの宮崎議員の質疑にお答えいたします。

まず一点目の、配水施設費が大幅に五億九千五百万円の減額になった理由を個別にということでございますので、こちらのほうを申し上げます。

まず初めに、管網整備事業の内容でございますが、管網整備事業では現在、鶴ヶ島浄水場と坂戸浄水場の連絡管の工事を実施しています。平成二十四年度は配水本管布設工事、鶴ヶ島坂戸ルート第三工区、第四工区を施工しており、第三工区については予算額四億二千九百四十五万円、設計額四億二千九百万円、請負額三億一千百八十五万円、請負率七二・七%となっており、予算に対して請負差益が一億一千七百万円発生いたしました。第四工区については、予算額一億八千三百万円、設計額一億六千二百二十四万円、請負額一億一千二百三十五万円、請負率六九・二%となっており、予算に対して請負差益が七千六十五万円発生しております。設計金額が減額したことについては、予算時に予定して

いた仮設工事が詳細設計時に不要となったことと、伏せ越し配管が少なくなったことでございます。その他一般地区のループ化事業では、横沼、塚崎、藤金の三カ所の施工を行い、予算額二千二百二十万円に対して、設計額二千三十九万円、請負額一千九百二十九万円、請負差益二百九十一万円が発生いたしました。設計金額の減額については、塚越で主要管をダクタイル铸铁管から配水用ポリエチレン管に変更したためでございます。

次に、幹線管路更新事業の内容でございますが、幹線管路更新事業の重要拠点管路耐震化工事では、本年度、避難所に当たる坂戸若宮中学校、鶴ヶ島西中学校、鶴ヶ島南中学校を実施しており、予算額八千九百二十一万円に対して、設計額六千五百九十四万円、請負額六千九十二万円、請負差益二千八百二十九万円が発生しました。設計金額の減額については、道路管理者との協議により、配管ルートの変更及び雨水用横断工事が中止となり、減額となりました。

次に、舗装本復旧工事の内容でございますが、舗装本復旧工事では、平成二十三年度配水本管布設工事箇所舗装本復旧工事を実施し、予算額二千七百十五万円に対して、設計額二千五十万円、請負額千九百二十六万円、請負差益七百八十九万円が発生しました。減額については、道路管理者との協議により、一部施工箇所の延期及び復旧面積が予定施工面積四千二百八十平方メートルに対して施工面積三千五百平方メートルと七百八十平方メートル削

減されたため、減額となりました。

次に、万年橋及び北坂戸橋添架水道管更新工事でございます。

このうち万年橋水管橋更新工事につきましては、平成二十二年度において概算設計を行い、平成二十三年度、二十四年度の継続事業として、予算額四億六千四百六千円を計上いたしました。

詳細設計における工法で、国土交通省荒川上流事務所と河川占用協議の結果、今回この工法では工事許可が得られないということとなったため、再度工法の検討を行い、設計した結果、予算額に対し八千九百二十三万円縮減が図られ、設計額三億七千二百二十万八千円で、一般競争入札にて発注いたしました。結果、契約金額は二億四千三百六十万円で、二億一千六百八十四万六千円の減額となりました。なお、このときの請負率は六五・六二%でございます。

また、北坂戸橋添架水道管更新工事でございますが、当初予算額五千九百二十二万円を計上しておりましたが、実施に向けて設計をした結果、六千二十七万五千円と予算額を上回ったことから、予算に対する不足分を万年橋水管橋更新工事の執行残から百十五万五千円を充当し、条件つき一般競争入札いたしました。結果、契約金額は三千九百九十万円で、千九百三十二万円の減額となりました。なお、請負率は六六・一%でございます。

次に、鶴ヶ島浄水場第一P C配水池耐震化工事の内容でございますが、平成二十三年六月二十三日に鶴ヶ島浄水場第一P C配水

池耐震化工事設計業務委託を契約し、耐震診断といたしまして現

地調査、地盤の変更、地震計算方法の設定、耐震性能の調査、耐震補強案を作成した後、耐震補強実施設計を行いました。平成二十四年度当初予算として平成二十三年十一月に予算計上した三億二千六百五十五万円は、耐震補強実施設計の途中であり、現場の環境から、耐震補強は配水池内部にくいを増し打ちする工法でございました。その後、設計協議を進める中で、配水池外部へ増し打ちする工法が可能であるかを検討した結果、緊急遮断弁室らせん階段部分及び三カ所の埋設管部を避けることを条件として耐震補強設計を再度行った結果、施工環境は狭いものも可能となりました。この工法の変更により、設計金額が二億六千五百四十万五千三百五十円となり、その差が六千四百四十六万五千五百円の減額となりました。一般競争入札を行い、請負金額は一億八千七百九十五万円で、請負差益は七千七百四十五万五千三百五十円でございます。なお、請負率は七〇・八二%でございます。本年度の執行予定額を二億三千二百九十五万円といたしましたので、補正予定額が九千三百六十万円となったものでございます。

次に、浄水場管理棟改修工事の内容でございますが、予算積算時においては鉄骨枠組み外付けK型ブレース工法にて設計を行い、八千三百三十四千円を計上いたしました。その後、判定委員会による一括評価でスリット工法に変更となったため、設計金額が五千四百一十一万二千八百円となり、その差が二千八百九十二万

一千円の減となりました。一般競争入札を行い、請負金額は四千二百二十六万五千円で、請負差益は四千七百七十六万九千円でございます。なお、請負率は七六・二六％で、本年度の執行予定額を四千六百二十六万九千円といたしましたので、補正予定額が三千六百七十六万九千円となったものでございます。

最後に、鶴ヶ島浄水場県水受水流量計交換工事の内容でございますが、当初予算額一千三百二十万七千円で、指名競争入札いたしました。結果、請負金額は五百四万円で、請負差益として八百十六万七千円が補正予定額となったものでございます。なお、請負率は三八・二三％でございます。

以上、配水施設費予算合計額で十七億四千九百四十六万五千円に対し、契約金額合計十一億五千三百七十九万八千円で、五億九千五百六十六万七千円の減額を生じたものでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 続きまして、二点目でございますが、消費税の還付の理由についてお答えいたします。

消費税及び地方消費税の算出方法は、これは税務署に申告する方法と同様の手法をとっております。これは予算積算されました各費目、これは収入及び支出、これは三条も四条も変わらず収入及び支出を、まず税抜き処理をいたしまして、税抜き処理した課税対象額について消費税、これは四％でございます、消費税四％

を加算して、それぞれ仮受消費税または仮払消費税を算出いたします。まず、この差額の結果によりまして、納税または還付が決まります。地方消費税につきましては、算出した消費税の二五％が地方消費税となるため、消費税に地方消費税を加算した金額、これが納税額または還付金ということになります。

平成二十四年度当初予算では、収入に比べまして建設改良費の増加や平成二十三年度からの繰り越し工事、これによりまして支出が多くなりまして、消費税計算の結果、仮受消費税は一億一千四百六十三万円、これに対しまして仮払消費税では一億三千五百一十一万九千円となり、差し引き二千四十八万九千円の還付が見込まれることになりました。これに地方消費税二五％を加え、合計では二千五百六十一万一千円を予算のほうに編成いたしました。

その後、補正後では、収入に比べまして今、建設改良のほうも大きく補正減になったことなど、それと入札によりまして工事の減少や、それから平成二十五年度へ繰り越される工事費、これが工事費全体では七億三千六百八十八万三千円ほどございます。このように支出が減少した結果、仮受消費税では一億一千四百七十三万九千円に対しまして仮払消費税は九千六百三十四万二千円となり、差し引き一千八百三十九万七千円の納税となり、これに地方消費税二五％を加え、合計では二千二百九十九万六千円の納税額としたものでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 二番、宮崎雅之議員。

○二番 宮崎雅之議員 大変詳しく答弁をいただき、減額補正との事業内容についてもよくわかりました。

ただいまの工事請負費の大幅減額を含めて、資本的収入及び支出の予定額は収入で二千三百五万五千円の減額、支出で七億一千三百三十五万四千円の減額補正となる計画です。つまり収支は当初計画と比較し六億九千二十九万九千円改善されているにもかかわらず、会計予算第四条で当初計画され、補填財源とされた当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金に加え、新たに建設改良積立金二億四百八十四万一千円を充当する理由をお伺いいたします。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 お答えいたします。

四条予算は、補正後においても、建設改良費の財源が資本的支出に對しましてまだ十三億九千四百四万三千円不足いたします。

この不足する額につきましては、自己資金で補填するため、当初予算では当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、それと過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしますといたしました。が、その後平成二十三年度の決算、これにおきまして平成二十三年度の純利益、これを利益剰余金でございますが、この利益剰余金を建設改良積立金に処分するということが議会のほうで議決されたため、平成二十四年度の建設改良費の補填財源として追加し

たものでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 二番、宮崎雅之議員。

○二番 宮崎雅之議員 それでは、今回の補正後の当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金のそれぞれの予定残高をお示しく下さい。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 お答えいたします。

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、それと建設改良積立金につきましては、全額をこの平成二十四年度補正予算で補填いたしますので、残額についてはございません。それともう一つ、過年度分損益勘定留保資金、こちらにつきましては、まず現金支出を伴わない減価償却費や資産減耗費などを、これは過去から積み上げてきたもので、補正後では過年度分損益勘定留保資金につきましては四十八億八千五百万六千円の残高を予定しております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 ほかに。

八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番の高田克彦でございます。一問一答でいいのかな。三点についてお尋ねをします。

一つは、ただいまも論議になっていました消費税の問題、それ

から二つ目は建設改良費の問題、もう一つは東京電力株式会社からの損害賠償金等について。最初に、消費税のことでありますが、この予算で見ますと、この一年間で補正で、十七ページですかね、

とにかく二千二百九十九万六千円、これが当企業が納めなければならぬ消費税ということかと思えます。これは水道料金に内税として消費税率が五%かかっております。全部の金額からいくと、一億五千万ぐらいが当企業が消費税を扱っている金額ではないかなと思うのですね。それからいろんな注文をしていくわけですから、消費税等、形の上では払っているという形になって、差し引きが二千数百万と、こういうことかと思うのですが、その辺で間違いがないかどうかということと、あわせて平成二十四年三月一日にさいたま市では内税を外税に修正したということがあります。これから、私自身の基本的なスタンスは、命の水の料金に消費税をかけるというのはけしからぬという気持ちはありますけれども、それを言っても始まらないわけなので、これから来年には八%、再来年には一〇%、こういうふうになっていったときには、その内税方式、今の料金表には本当に見えるか見えないかぐらゐの金額が打ち出されておりますけれども、明確にしていく、あるいは市民に消費税率をこれだけ払っているのだということも明確にしていくためには外税にしていくべきではないかなと、こういうふうな思っているのですが、一番については二問にわたってご答弁願いたいと思えます。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 高田議員さんの質疑にお答えいたします。

初めに、消費税の考え方につきましては、高田議員さんの考え方のとおりでございます。

それともう一つ、外税の関係でございますが、まず予算のほうからちよつと説明させていただきます。まず、公営企業会計の予算、これにつきましては地方自治法、この規定によりまして、収支支出全て予算に編入するという総計予算主義の原則がまずございます。このため、水道料金にかかわらず、他の費目につきましても、消費税及び地方消費税を含めたこの金額を予算に計上しなさいということがあります。

それと、あと外税の関係でございますが、こちらは、給水条例につきまして外税、百分の百五ですが、百分の百五を加算した金額を水道料金にするというふうに書いてございまして、条例そのものについては外税方式でやっております。なお、条例に基づき料金として徴収している以上、水道料金は税込みで記載するということが適法だと考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 今、当坂戸、鶴ヶ島水道企業団の消費税の表示の仕方、これは内税ですよ。確認したいのです。今のあの

形は外税になっているのですか。そうではないと思うのですよ。その辺を、ちょっと私自身も理解不足なのかもしれませんが、もう一度お尋ねしておきたいと思うのです。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹

○太田広正庶務課主席主幹 お答えいたします。

当水道企業団の条例にも、まず水道料金、こちら書いてございまして、それで料金として請求する場合にはこれに消費税を掛けたいものを請求するというふうに条例で決まっておりますので、このとおりかと思えます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 いずれにいたしましても、先ほども言いましたように、大きく消費税率が引き上がってくると、こういう中で市民の負担感というのはいやが上にも増してくると、その辺を明確に市民に示していく、こういうことが必要であろうというふうに思っています。

二つ目に、建設改良費が七億一千万強ですね、落札率が、先ほど説明がありましたように最低で三八%、普通で七〇%ぐらいと、これ予算との関係で余りにも乖離が大き過ぎるのではないかと。我々というか私が心配するのは、そうした落札率が大きいということ、それだけ工事に対して懸念を生じかねないと、こういうふうにあるんですね。当然企業団のほうは九〇%あるいは九五%

ぐらいで入札を見込んでいると、しかし実際には七〇%台、ひどいものは三八%と、こういうふうになると、手抜きとは言いませんけれども、そういう懸念が生じるのですが、その辺はどういうチェックの仕方をしているのかお尋ねしておきたいと思うのです。

○齊藤芳久議長 田端施設課長。

○田端安男施設課長 高田議員の質疑についてお答えいたします。

まず、設計関係でございますが、設計の内容につきましては、国の国庫補助事業歩掛表及び埼玉県土木工事設計単価表等を使用し、標準的な設計でやっております。現場管理につきましては、先ほど出ました水道布設工事監督者を従事させ、現場管理をですね、ほぼ毎日管理いたしました。特に手抜きが起らないよう強化して管理しておりますので、特に問題はないと思っております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 そうした大きな落札率の差、こういうことがですね、七億といえますと非常に大きなお金なので、こういうものが二号補正、最後の補正予算で出てくるということ自体、この予算の立て方に、基準に基づいて算出はしているのです。ようが、これは何年にもわたって出てきていることなのです。そういう点でいくと、もともになるところに、計算の根拠におかしなところがあると、こういうふうに見ざるを得ないのです。こ

の辺についてはこれ以上言うことはありませんが、十分見ておく必要があるところではないかなと思います。

もう一つは、十七ページの、最後の質問ですが、東京電力株式会社  
の損害賠償五百九十八万四千円、これが入金されたというふう  
になっているのですが、この中身をお尋ねしておきたいと思  
います。

○齊藤芳久議長 高篠庶務課長。

○高篠 保庶務課長 高田議員さんのご質疑にお答えいたします。

東京電力の賠償金につきましては、十七ページ、その他雑収益  
五百九十八万四千円のうち五百八十九万七千九百二十円ござい  
ます。これまで当企業団におきましては、現時点で二回の賠償金  
を東京電力株式会社のほうに請求いたしました。第一回目の請求  
は、平成二十三年三月十一日から平成二十三年十一月三十日まで  
に支出したものでございます。一回目の請求の内訳といたしまし  
ては、シンチレーションサーバイメーター購入費四十九万三千五  
百円、検査委託費七十二万五千二十五円、検体の輸送費五万五千  
三百六十円、測定に必要な容器購入費二万五千七百七十六円、職員  
給与費百七十一万一千四十八円の合計三百一十九万九千九百九  
十円でございます。

第二回目の請求といたしましては、平成二十三年十二月一日か  
ら平成二十四年三月三十一日までに支出したもので、シンチレ  
ーションサーバイメーター購入費、シンチレーションスペクトロメ

ーター購入費、外部委託検査費などでございます。金額としては  
五百九万二千三百五十九円を請求し、二回目のほうは全額補償さ  
れました。

第一回目と第二回目の請求総額は八十万二千四百六十八円で  
ございましたが、シンチレーションサーバイメーター購入費は第  
一回目、第二回目とも請求しておりますので、実質の請求額は七  
百六十万八千九百六十八円で、補償総額は五百八十九万七千九百  
二十円でございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 合計で八十万請求したと、そして入金は  
ここにあるように五百九十八万四千円だと。これは人件費を一切  
東京電力側は見ないと、そういう結果だと思っておりますが、その点  
確認したいと思っております。

○齊藤芳久議長 高篠庶務課長。

○高篠 保庶務課長 ただいまの高田議員さんのご質疑にお答えい  
たします。

東京電力とはこれまでも何回か賠償金につきまして協議をして  
おりますが、現時点では東京電力株式会社の本部で職員給与費に  
つきましては検討中ということでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 ほかに。

一番、大澤初男議員。

○一番 大澤初男議員 一番、大澤初男です。ただいまの高田議員さんと宮崎議員さんの質問に絡んでの質疑ですが、資本的支出の配水施設費の工事請負費でございますが、大方七割あるいは六割台の工事が大分出てきております。非常に競争原理が正常に働いている結果かなというふうに理解をいたしますが、最後に鶴ヶ島浄水場県水流量計交換工事というのがございますが、この説明の中で請負比率が三八・二三%だったでしょうか、非常に低い比率で入札がされたというふうに思います。これは、二点ちよつと質問なのですが、最低制限価格というのは設定をされていないのでしょうか。それと、設定されていなかったとすれば、この工事名から推察いたしますと、流量計の本体の機器が大多数の工事費を占めているのかなというふうに理解するわけですが、そういった二次製品といえますか、特殊な製品でございますので、国県の単価あるいは歩掛表等を使っているというご説明でございますけれども、こういったものに単価は載っていないのではないかなというふうに思います。そういった大きな本体の工事費を形成する機器に対して実勢価格をどう調査をされているのか、お尋ねをいたします。

以上二点、よろしく願います。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 大澤議員さんの一点目の最低制限価格

についてご説明いたします。

最低制限価格につきましては、当企業団の条例にも規定されておるのですけれども、まず一般競争入札、これにつきましては最低制限価格、これは予定価格の三分の二を下らないものというふうに規定されております。また、そのほかの指名競争入札でございますが、こちらについては特に基準はございません。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 深田浄水課長。

○深田登志夫浄水課長 大澤議員さんの質疑にお答えいたします。

今回の流量計に関して機器費の単価でございますが、これにつきましては、三社以上の見積もりをとりまして、それを採用しております。今回落札した業者は、今回自分のところでつくっているメーカーでございました。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 ほかにありますか。

〔なし〕の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔なし〕の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第八、議案第五号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第二号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

申し上げます。議案の質疑に関しましては、一問一答方式にま  
だなっております。議長のほうで不注意でした。一括質疑とい  
うことで以後お願いしたいと思いますので、よろしくお願いいた  
します。



◎議案第六号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第九、議案第六号 平成二十五年度坂戸、鶴

ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第六号 平  
成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について

の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、予算第二条に定める業務予定量につきましては、給水人口を前年度比二百人増の十六万九千七百人、年間配水量を千九百七十六万八千二百四十四立方メートルと決めました。

主な建設事業といたしましては、坂戸浄水場P C配水池耐震化工事のほか、管網整備事業や区画整理事業に伴う配水本管布設工事を引き続き実施することといたしました。

次に、予算第三条に定める収益的収入及び支出につきましては、収入では水道事業収益の総額で三十億九千三百三十三万二千元といたしました。

また、支出では、各費用とも経常経費を計上し、水道事業費用の総額を二十八億五千八百九十五万四千元といたしました。

予算第四条に定める資本的収入及び支出では、収入といたしましては国庫補助金及び工事負担金等で一億一千二百四十二万五千元を見込んでおります。

また、支出では、水源施設改修工事、浄水施設改修工事、配水本管布設工事及び坂戸浄水場P C配水池耐震化工事等、十五億九千三百五万四千元を計上し、不足する額十四億八千六十二万九千円につきましては、予算第四条に記載のとおり補填することといたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 七番、大山です。ただいま議題となっております議案第六号、水道事業会計予算について、一点質疑いたします。

議案書のほうの第六号の七ページに掲載されております給与費明細書に記載されている内容に関してであります。本年度の給与関係の支弁職員に対する支出、それから前年度の支出と比較しますと、給与費並びに法定福利費合わせて二千八百三十九万二千元というふうなことで、率にしますと、単純計算しますとトータル六％ほど減額の提案となっております。とりわけ法定福利費の部の比率が高いかかと、減額していない限りは法定福利費のほうが高いかかと思われませんが、水道事業に携わっている職員の方々には、日々熱心に働いていらっしゃる職員の生活の保障というふうなことでの、あるいは法定福利としての給与費ですね、十分な支弁をしていただきたいと望むところであります。確かに国のほうの動向というのは、地方交付税の関係、地方公務員の給与部分に関する地方交付税の減額というふうなことが政権のほうの側で示されているというふうなこともありますけれども、しかしながらこの水道事業会計は地方交付税の減額が直接反映されるという設定ではない関係でいいますと、トータル六％にも上る、非常に法定福利費の比率の高い、給与費の減額の計上については、こ

れをもう少し何とかならないものか、こんなに減らさなくともよいのではないかと思われませんが、そこでまずお伺いしますが、地方公務員の給与の減額ということについて示されている地方交付税の減額の見通しとの関係は、この水道事業会計では直接反映されるものではないというふうなことから、給料体系ですね、給与費の内容、給与費の、また法定福利費も含めた、こうした体系についての仕組みと、この減額の算出の考え方ですね、その点について、減額の中身が大きいというふうなことから、その仕組みと考え方についてお伺いします。

○齊藤芳久議長 高篠庶務課長。

○高篠 保庶務課長 大山議員さんのご質疑にお答えいたします。

職員給与費の減額の主な理由でございますが、七ページの給与明細書、八ページの給料及び手当の増減額の明細にお示しいたしましたように、平成二十五年度当初予算では平成二十四年度当初予算と比較して人事異動により職員数が五十六名体制から五十五名体制に一名減員になったことや、平成二十四年度末で定年退職者が一名生じることなどから、給料、手当で九百二十一万二千元の減額となりました。また、法定福利費では、埼玉県市町村総合事務組合に支払う定年退職者に係る特別負担金が平成二十四年度当初予算では四名分一千七百五十万円であったものが平成二十五年度当初予算では一名分五百七十万円と一千八十万円減額したこと、埼玉県市町村職員共済組合への負担金率、負担金の負担

率が変更となったことなどから、一千九百十八万円の減額となり、職員給与費では二千八百三十九万二千円の減額となるものでございます。

したがって、先ほど大山議員さんのほうからお話しありましたが国家公務員の給与に準じたものかということになりますと、国家公務員の給与体系に準じた措置というものではございません。また、当企業団の職員の給与体系につきましては、坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与に関する規程に基づいたものとなっております。なお、給料表、手当の額につきましては、坂戸市に準じた形となっております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 それでは、その点について再質疑させていただきますが、国の措置に準ずるところではないというふうなことは、そこは捉えられるところでありますが、給与体系について、坂戸市の規定をというふうなことについてでございますが、しかしながら内容的に見ますと、職員の数の一名減、それから定年退職が一名というふうなことで見れば、職員の顔ぶれそのものは基本的には大幅には変わらない、しかしながら年齢がそれぞれ一年ずつ上昇するということによる、いわゆる昇給分というふうなものということを考え合わせますと、やはりこれだけ大きな額

のですね、坂戸市の給与体系に準ずるとはいえ、そのことの減額の根拠についてですね、その減額していくと、これだけ大幅に減額していくというふうな考え方についてももう少し説明していただきたいと思うのですが。

○齊藤芳久議長 高篠庶務課長。

○高篠 保庶務課長 大山議員さんのご質疑にお答えいたします。

大幅に減額になっております主な理由でございますが、理由といたしましては、給料につきましては減額が五百三万三千元でございます。内訳といたしましては、昇給に伴う増加分が二百九十九万九千元、その他の増減分といたしまして、減額のほうですが、減額四百六十九万三千元、これが人事異動、これは予算上人事異動によりまして一名の職員が減になるということでございます。また、昇格に係る昇給分が九十六万一千円の増額、退職に伴う減額が四百七十九万九千元、また育児休業の者が復職したことにより増額分といたしまして二十二万九千元でございます。

また、手当につきましては、減額が三百九万九千元でございますが、内容につきましては、子ども手当、児童手当に関するものが七万四千元の減額、その他の増減分といたしまして、人事異動等の分といたしまして百八万六千元の減額、昇格分といたしまして七十八万九千元の増額、また一名退職することに伴います手当の減額分が三百二十万七千元、復職に伴います手当の増額分が三十八万九千元、そういった内容となっております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 ほか。

八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 四点ほどお尋ねしたいと思います。

平成二十五年度の当企業団の予算、給水人口の伸びの鈍化、それから市民の水の使用の低減が徐々にあらわになってきておりますが、この平成二十五年度では予算編成に当たって、こうした点を踏まえて、どういうところに留意したのか。

それから、二つ目は、当企業団のいわゆる給水原価の中に占める人件費割合というのは相対的に高いのですよね。この辺をどういうふうに見ておられるのか。

それから、この平成二十五年度の当初に当たって……その前にもう一つは、水道施設の耐震化の国庫補助の問題です。これは、この予算書にも国庫事業補助というのがありますが、その辺の内容についてお尋ねしたいと思います。

最後に、水道料金の引き下げ、これはもう三年経過しましたよね。あの当時の答弁からいつても、この二十五年度の当初では、これ積極的な表明をすべきではないか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 高田議員さんのご質疑にお答えいたします。

まず、平成二十五年度予算のどこに留意するかということですが、平成二十五年度予算の特徴といたしましては、まず将来にわたって安心安全な水を安定的に供給することを目的とした地域水道ビジョン、これの目標達成に向けました水道事業基本計画並びに中期経営計画の推進を図るとともに、実情に合わせてました業務の予定量を設定いたしまして、円滑な事業運営が維持できるよう予算編成いたしました。

収益的収支につきましては、業務の予定量を実情に合わせて設定したことから、水道事業収益では前年度に比べますと〇・四三%の減、それから水道事業費用では浄水場の電気料の値上げなどから、前年度に比べますと〇・五四%の増となっております。この結果、当年度分純利益では前年度に比べ九百五十二万円減の一億五千八百三十六万五千円を予定しております。

それから、国庫補助についてお答えいたします。国庫補助金につきましては、これは対象工事費、全額が対象ではなくて、補助対象工事費に限り、その事業ごとの補助率、これで国庫補助金が交付される現状でございます。現在企業団で実施しております国庫補助事業は、基幹水道構造物耐震化事業でございますが、この事業は配水池及び浄水場等の基幹水道構造物、このうちに特に耐震化が必要であると認められた施設の補強や改築、また更新事業が対象とされるものでございます。なお、これには配水本管ですね、この水道管部は含まれておりません。

また、この事業の補助率でございますが、補助対象工事費の三分の一、これが国庫補助で交付されるということになります。平成二十五年度は、坂戸浄水場PC配水池耐震化工事費一億三千六百九十七万五千円のうち三千六百四十一万四千円、これが補助対象工事費で、これの三分の一、これは予算書にもありますが、一千二百十三万八千円、これが国庫補助金として交付される見込みでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 水道料金引き下げについての答弁もお願いいたします。

太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 失礼しました。お答えいたします。

まず、料金の引き下げにつきましては、これまでも議会のほうで答弁しておりますが、二十二年度から二十六年度までの中期経営計画の二十四年度が三回目になりますので、今年度平成二十四年度の決算、これの結果を見ながら、水需要の動向等勘案して、それから総括原価の積算ということでございます。その結果を見ながら、料金の引き下げといいますが、料金体系のほうの見直しをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 小川事務局次長。

○小川 守事務局次長 それでは、高田議員さんの人件費の料金に

占める割合につきましての関係でお話を申し上げます。

料金の算定そのものにつきましては、日本水道協会の料金算定要領に沿って計算しております。その中で、この期間内に職員給与費ですね、これを計算していくわけですが、職員給与費につきましては、先ほど申し上げましたように、職員給与費ですね、条例、規程に沿ってこの期間の計算をしております。それからまた、職員の年齢によりまして、先ほど議員さんのほうからもお話しありましたように、年齢がふえるに当たりますと給料も上がっていくと、あるいは手当もふえるというようなこともありますので、全体に平均年齢も少し上がってまいりますので、その分も加味されなければならないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 四つ質疑をしたのですが、その大まかな答弁をいただきました。一点だけですね、人件費の問題なので、これは、前から私は労働生産性が当企業団は悪いということを言ってきたわけです。五十九事業所が埼玉県下にはあるのですが、逆ぎやのあるところを除くと、二番目に高いのですよ、当企業団は。やっぱりそういう認識を持つてですね、もちろん首を切りな

さいとか強引に削減しろとかということをやっているのではないのですが、長期的にその辺をどういうふうにするかということ

ですね、見据えて経営していかなければいけないのではないかと、  
こういうことを言いたいわけです。その点について、答弁があれば  
答弁してください。なければ結構です。

○齊藤芳久議長 藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 水道企業団の人件費割合が高いのではないかと  
いうふうな指摘がありました。数字だけ見ると、そうした指摘  
するような視点というのもあるかというふうに思います。ただ、  
ご承知のことと思いますけれども、水道企業団というふうな形での  
運営をしていく限りは、総務の関係、あるいはまた議会対応、  
そうしたことを含めまして、二つの行政の内部でのウエートを見  
比べると、どうしてもその分はふえていくというふうなことがご  
ざいます。

それからもう一つ、先ほども全協において私のほうからご報告  
いたしましたけれども、まだこの近隣ではやっているところが少  
ないわけですが、安心な水道水の市民への、地域住民への  
供給ということを目的といたしまして、かなりしっかりした検査  
体制をとっております。全職員の一割以上をそのところに配置  
していくということもございまして、そうした面ではむしろ高田  
議員さんのお立場からいうとご評価いただけるのかなというふう  
に思っておりますけれども、そうしたことも含めて人件費につ  
いては、ほかの事業体と同等には、比較なかなか難しいのではな  
いかなというふうに思っております。ただし、今後は、例えば直

営でやっているような業務につきましても外部委託等々、既にこ  
れにつきましては一部進めているわけでございますけれども、料  
金徴収等は進めているわけでございますけれども、必要な外部委  
託については今後も進めていきたいというふうに思っております。  
以上です。

○齊藤芳久議長 二番、宮崎雅之議員。

○二番 宮崎雅之議員 二番、宮崎雅之です。ただいま議題となっ  
ております議案第六号 平成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団  
水道事業会計予算について、一点質疑を行います。

貸借対照表の有形固定資産で、土地の評価が前年度に比べて一  
億八百万円ほど増加しています。先ほど全協でも予算の概要の際  
に、説明の際に、用地費の不足というようなことも若干触れられ  
ておりました。五千八百四十一平米の山林、畑を購入する予定で  
あるようです。その理由について伺いしておきます。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 宮崎議員さんのご質疑にお答えいたし  
ます。

有形固定資産での土地の評価が一億八百万円ほど増加した理由  
でございますが、現在企業団では水の安定供給の必要から鶴ヶ島  
浄水場と坂戸浄水場を結ぶ鶴ヶ島坂戸ルート、こういうものを建  
設しております。鶴ヶ島坂戸ルートにつきましては、最終的に鶴

ケ島浄水場、こちらに接続する予定ですが、現在鶴ヶ島浄水場の出口配管、これが経年化によりまして、今後配管の更新工事が必要とされているため、鶴ヶ島浄水場の北側に出口配管及び配水流量計室の用地を確保するため、予算の第十条に重要な資産の取得として定めまして、金額につきましては予算書の四十ページ、こちらに用地費として一億七百二十七万六千円を計上したものでございます。

若干合わないのではないかとということがございますが、資産の取得につきましては、その資産の取得に係る一切の費用が加算されます。このためこの用地費を、二十五年度に取得するわけでございますが、平成二十四年度、本年度ですね、こちらでその土地の取得に関する調査費、これらを加えた価格、それを用地費等に加えて、それから消費税とかそれは抜きますので、その結果、一億八百万円ほど増加したものでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 ほかに質疑ありますか。

〔なし〕の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に対する反対の討論を許します。

八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番の高田克彦でございます。平成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について、反対の立場から討論します。

かかる予算書において、平成二十四年度の決算のほぼ確定的な数字も記されています。埼玉全県で水道事業を行っている団体は五十九事業所です。このうちで坂戸、鶴ヶ島水道企業団の位置がどのようなところにあるか絶えず見ておくことは大切なことです。再編成に当たって、当該水道企業の独自のものが中心になることは言うまでもないことですが、平成二十二年度の埼玉県市町村水道事業決算概要を見ますと、家庭用水道料金口径十三ミリ、十立方メートルの料金は五十九事業所中四番目に高いのであります。高い事業所のほとんどが、当企業団の規模よりはるかに小さい事業所です。

給水原価の中に占める人件費割合は、供給単価より給水原価が高いところ、いわゆる逆ざやがあるところを除き、県下二番目の高さであります。首を切れということではありませんが、長期的に方針を持つべきものであります。

当企業団は、給水収益や給水原価に対する職員給与費の比率がかなり高いものになっております。企業債、すなわち借金のない事業所は、五十九の事業所のうち当企業団のみであります。借金がありませんから、流動比率は高い、当座比率も現金預金、有価証券などがたくさんありますから高い。もちろん借金しろという

ものではなく、長年企業団を経営してきた皆さんに敬意を表するものでありますが、こうした財務体力を料金引き下げなどの形で市民サービスなどで還元するべきものであります。

こうした分析を絶えずしている当企業団の平成二十五年度の予算においても、市民サービスの根幹、料金の引き下げ方針を出しておりません。この点で容認はできないものであります。

○齊藤芳久議長 次に、賛成の討論の発言を許します。

六番、漆畑和司議員。

○六番 漆畑和司議員 六番、漆畑和司でございます。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、議案第六号 平成二十五年年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

初めに、平成二十五年度の業務予定量ですが、前年度に比べ、年平均の給水人口は二百人増加となり、一人一日の平均有収水量は三百リットルと一リットルの減となります。年間有収水量については、三万九千九百六十八立方メートル減少しております。年間配水量は、有収水量の減少に伴い、四万二千五百十九立方メートルの減少となっております。これらは、水需要構造の変化、また昨今の社会経済情勢から水需要の増加が期待できない現状を踏まえて編成されたものと理解するところであります。

業務予定量に基づき計上された業務費でございますが、水道事業を経営する上で欠かすことのできない内容であると理解してい

るところであります。また、継続的に漏水調査を実施することにより、有収率、有効率の向上を図るなど、健全経営に向けた努力についても評価するものであります。

建設事業関係では、「中期経営計画」に基づく継続事業として坂戸浄水場プレストレストコンクリート配水池耐震化工事、略して「PC配水池耐震化工事」でございますが、これを初め、管網整備事業や区画整理事業に伴う配水管布設工事を引き続き実施することなど、水の安定供給を続けていく上で必要不可欠な事業の推進が図られているものと推察されます。

今後、「地域水道ビジョン」及び「基本計画」に基づく水道施設の更新や耐震対策等を実施する上で財源の確保は必須であり、給水収益が伸び悩む中、補填財源としての内部留保資金の重要性を認識した合理的な予算編成であると認めるところでございます。

平成二十五年度においても、水道事業の使命であります安全で安心な水を坂戸市、鶴ヶ島市の両市民に安定供給することを第一の目的とし、また企業として将来にわたり適正かつ効率的な事業経営を発揮するよう一層の努力を望み、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○齊藤芳久議長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第九、議案第六号 平成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○齊藤芳久議長 起立多数であります。

したがって、議案第六号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第七号の上程、説明、質疑、討論

#### 採決

○齊藤芳久議長 日程第十、議案第七号 専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 たいま議題となっております議案第七号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、埼玉県市町村総合事務組合規約の一部変更に伴い、緊急に議決する必要が生じたため、地方自治法第百七

十九条第一項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合の規約変

更を平成二十四年十二月七日に専決処分いたしましたので、同条第三項の規定により、その承認をお願いするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第十、議案第七号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。



## ◎一般質問

○齊藤芳久議長 日程第十一、一般質問を行います。

通告者は二名であります。なお、一括質疑は会議規則によって三回まで、一問一答は議会運営についての申し合わせ事項により執行部の答弁を含め六十分以内となっておりますので、ご注意願います。順次質問を許します。

七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 七番、大山茂です。通告に従いまして、ただいまより一括質疑、一括答弁方式によりまして一般質問を行います。

次期の中期経営計画についての質問です。なお、昨年の議会においてもほぼ同様の質問をしましたが、新たな中期経営計画の具体化が示されたということとの関連で、内容は重複はしますが、そういった形で、前へ進める形での質問ということでご説明をしていただきたいと思います。

まず、先日示されました中期経営計画と平成二十三年度事業報告、これの五ページの(三)の損益計算書のところによりますと、当年度純利益では、計画に対し六千二百三十五万円増の二億四百八十四万円となったということ、(四)資金計画のところでは、計画に対し十五億五千八百九十万円増の三十六億七千三百三十万円の現金を確保することができたとあります。企業業績の予算を示しているということであるとは思いますが、これについて後ほ

どの質問事項といたしますが、さらに八ページに、これの八ページの中では、新たな中期計画を策定すると、今後の三年から五年を計画年次とする新たな中期計画を策定するとともに、少し飛ばしまして、必要に応じて料金体系の見直し作業を実施していく予定ですとあります。昨年の議会のときの質問のときには、この部分については、現在の中期計画が終わらないと次の見通しが立てられないというふうな、そういう答弁でありましたが、二十二年から二十六年という現在の中期計画については、今後の三年から五年を計画年次とする新たな中期計画を策定すると示されております。

そこで質問ですが、まず第一点として、次の三年から五年としている新たな中期計画は、二十六年までという現在の中期計画で進行している中でこのように示したということは、次の新しい中期計画はどのような段取りで策定していく見通しなのか、お願いします。

二点目として、若干の引き下げがあったとはいえ、先ほどの高田議員の答弁の中にもありましたように、坂戸、鶴ヶ島の水道料金というのは、全県の五十九事業所の中で逆ざやを除けば二番目に高いという、依然として高い料金となっております。先ほど事業実績報告の中の数字を示しましたが、純利益の増、あるいは多額の現金預金確保されるような状況になつていいるならば、水道料金の引き下げを図っていくべきではないかと思いますが、料

金体系の見直し作業につきましてそのように触れておりますが、その料金体系の見直し作業についての具体的な内容についてお伺いします。

以上、二点の質問です。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 大山議員さんの一般質問に順次お答えします。

質問事項の次期の中期経営計画についての一つ目にあります新たな中期経営計画の策定の段取りについてお答えいたします。新たな中期経営計画は、現在実施中の中期経営計画と同様、地域水道ビジョンの目標達成の方策を示した基本計画に基づき策定いたします。段取りといたしましては、計画期間の決定後、その間の給水人口、配水計画、普及計画など需要予測を策定いたします。この需要予測をもとに、各課において計画期間中の事業計画、予算積算作業を実施いたしまして、予算集計後、損益計算書、貸借対照表、資金計画などの財務諸表を作成し、新たな中期経営計画を策定いたします。以上が段取りになります。

次に、二つ目の予定されている水道料金体系の見直し作業についての具体的な内容をどのように考えているかということについてお答えいたします。料金体系の見直し作業につきましては、新たな中期経営計画の中で水道料金算定期間を決定し、その間の総括原価を算出いたします。総括原価は、各課から集計した営業費

用のうち、料金収入以外の費用を控除した営業費用に給水サービス水準の維持向上及び施設維持のための資本費用を加えたものがございます。この総括原価を基本料金、水道料金に分解配賦する作業、現行料金体系との激変緩和の調整、料金表の作成、新料金体系での損益計算書、貸借対照表、資金計画など財務諸表を作成する作業を行います。この間、有識者を含む市民の代表から新たな中期経営計画による新料金体系についての意見聴取を行い、最終的な新料金体系を議会に提案するという内容でございます。

なお、先ほど大山議員さんがお話していた中期経営計画と平成二十三年度事業実績報告書の中で、当年度純利益及び資金計画の現金が計画に対しそれぞれ増加したことについて少しご説明させていただきます。

水道事業収益は、計画に対し一億一千三百五十二万円減少いたしました。それに対し水道事業費用は、区画整理事業等の移設工事が減少したほか、量水器が低価格で購入できたことなどにより一億七千五百八十七万円減少いたしました。その結果、当年度純利益が計画に対し六千二百三十五万円増加したものでございます。

次に、資金計画の現金でございますが、受入資金では、平成二十二年年度から平成二十三年度への繰越金が計画に対し五億二千六十二万円増加いたしました。それに対し支払資金では、鶴ヶ島浄水場事務棟の建築工事や鶴ヶ島坂戸ルートを繰り越したほか、万

年橋添架水道管更新工事を継続費としたことから、建設改良費が計画に対し十億五千八百二十一万円の減少となり、資金計画全体では受入資金の増加と合わせて十五億五千八百三十九万円の現金が確保されると表記いたしましたが、この現金については平成二十四年度に支出がされております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 それでは、二点にわたり再質問させていただきます。

まず、中期計画の段取りについて、内容的には示していただきましたが、時期という、いつの時期からの経営計画かと、またそれにどのように議員なり議会なりがその意見を反映させていくのかということですが、考えとして新たな中期計画も二十五年からというふうに考えているのかなとも受けとめられます。というのは、二十四年度の決算状況を見ながらというふうなこともありまますので、もし二十五年からの新たな中期計画だとすれば、議会のほうで新しい中期計画に対する意見を反映する、そのような機会を設けていただけの考えがあるのかどうか。いずれにしても、新たな中期計画はいつからを予定して、またそれに対する議会の意見の反映の場というのはどのように考えるのか、あるいは考えでないのかということも含めて、その新たな中期計画の段取りについてもう少し説明いただきたいと思えます。

それから、もう一点のさまざまな、料金引き下げについてですけれども、工事などの関係を減額したというふうなことであります。もちろん必要な安定供給のための工事などをやれだとか、あるいは減らすとか、そのようなことを言っているのではありません。現実的に現金預金ないし当年度純利益などがふえている状況の中では、それは市民に水道料金引き下げの反映のほうにつなげていく、そういう考えを持ってほしいし、新たな中期計画の中ではその点ですね、内容的に、市民への負担軽減の視点から、料金の引き下げについてのもう少し具体的な考え方を示していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

以上二点、再質問します。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 お答えいたします。

新たな中期経営計画につきましては、平成二十五年から平成二十九年度を予定しております。先ほど大山議員さんのほうからおっしゃいましたように、新たな中期経営計画ではより現実的に具体的な実施計画ということを念頭に置きまして、平成二十五年予算と並行で今準備を進めております。でき上がるのは、三月末を予定しております。

それともう一点、現金の関係ですけれども、今後の純利益や資金計画の現金の見込みでございますが、純利益では平成二十四年度で一億八千六百八十二万円、平成二十五年では一億五千八百

三十七万円と減少の傾向の見込みを見ております。現行の中期経営計画に比べますと、平成二十四年度では二千九百万円の増、二十五年度では一千九百五十八万円の増と、わずかながらに増加が見込まれております。また、資金計画の現金では、平成二十四年度で二十六億四千六百七十二万円、平成二十五年度では二十億六千四百九十万円と、こちらのほうも減少しております。現行の中期経営計画と比べると、平成二十四年度は十一億二千四百七十四万円の増が見込まれますが、平成二十五年度では計画に対して七千六百六十一万円の減が見込まれる予定です。以上でございます。すみません、一点。報告のほうですけれども、作成された時点で議会のほうへ報告をしたいと思っております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 よろしいですか。

○七番 大山 茂議員 はい。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番の高田克彦です。ただいまから私の一般質問、二点にわたって行います。一問一答方式であります。

第一点は、放射能災害費用請求と放射能検査について。二〇一一年三月十一日の大地震による東京電力福島第一原子力発電所の放射能過酷事故により、少なからず当水道企業団も被害並びにその対応を求められました。検査機器の購入や人件費など少なからずい出費がかさんでいます。東京電力に対して賠償を求めるべきで

あることは言うまでもありません。その請求はどうなっているか、総額を含めて問います。この一般質問を出す時点では金額がわからなかったわけでありまして。

二つ目として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団は、受水水質検査を越生町、毛呂山町、日高市、鳩山町、ときがわ町の依頼に無料で分析協力をしていますが、正当な費用を請求するべきです。それぞれの自治体で費用として東京電力に請求させるべきです。これは独立採算をしている当企業団の性質から当然であります。当企業団が東京電力に成りかわる必要はありません。

二つ目、平成二十四年度末のキャッシュフローの見通しについて。平成二十四年度末のキャッシュフローの見通しについて伺います。この点ではより具体的な形をお願いしておりますが、その内容は平成二十三年度末と平成二十四年度末のフローを伺います。

そして、その関連で、第四期拡張事業（平成四年三月三十一日取得、目標年度平成十二年度）ですが、二十年経過するも進捗率は六〇％であります。これは人口増加の鈍化と給水量の低迷からであります。こうした結果、拡張事業は必要なくなっております。ということは、膨大なキャッシュを必要としなくなっております。平成二十六年、平成二十七年、消費税引き上げを前にして、水道料金の引き下げ財源に回すべきであります。

一回目の質問とします。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 高田議員さんの一般質問に順次お答えいたします。

初めに、質問事項一の(一)についてお答えいたします。先ほど質疑でもありましたので、若干重複するところがありますので、よろしくお願いたします。

東日本大震災により、当企業団におきましても、ご承知のとおり放射能汚染の被害をこうむりました。現行の制度では、原子力発電所の事故に伴う放射線の作用などにより損害が生じた場合には、原子力損害の賠償に関する法律に基づき補償される仕組みとなっております。当企業団では、現時点で二回の賠償金を東京電力株式会社に請求いたしました。

一回目の請求は、平成二十三年三月十一日から平成二十三年十一月三十日までに支出したもので、放射能を測定するためのシンチレーションサーベイメーター購入費、放射能外部委託検査費、放射能測定に係る職員給与費などがございます。金額といたしましては、三百一十九万九千九百九十九円でございます。千五百六十一円が補償されました。

二回目の請求は、平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月三十一日までに支出したもので、シンチレーションサーベイメーター購入費、シンチレーションスペクトロメーター購入費、放射能外部委託検査費などがございます。金額といたしまして五

百九万二千三百五十九円を請求し、同額が補償されました。

一回目と二回目の請求総額は八百一十二万四千四百六十八円でございますが、シンチレーションサーベイメーター購入費は一回目で補償がされなかったことから二回目も請求しておりますので、実質の請求額は七百六十八万八千九百六十八円で、補償総額は五百八十九万七千九百二十円でございます。

次に、質問事項一の(二)についてお答えいたします。水質検査については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団、越生町、毛呂山町、日高市及び鳩山町と共同水質検査体制を築き、相互協力を現在行っております。地震による放射能対策に関しましては、共同水質検査体制を構成する水道事業者と今後の対応について協議を行いました。その結果、厚生労働省指導の水道における重点モニタリング地域対象であることから、放射能の影響を直接受ける県水などの動向を広域的に注視することを目的といたしまして、データの蓄積を当企業団において一括で管理すること、それがより一層の安全性の確認が把握できることから、平成二十三年六月から簡易測定器のシンチレーションサーベイメーターにより簡易的な検査を無料で行ったものでございます。この検査は、精密分析に依頼するかどうかを判断するためのスクリーニングを行うもので、緊急時の指標値である放射線ヨウ素百ベクレルを超えるか超えないか、換算係数を用いて確認するもので、測定時間は一検体当たり五分程度の簡易検査でございます。ときがわ町につきましては、

平成二十三年十月から有料にて検査を行いました。

なお、平成二十四年四月一日からは、定量可能なシンチレーションスペクトロメーターによる検査を行っており、全ての事業体から検査手数料をいただいております。この検査は、放射線ヨウ素131、放射線セシウム134、137の濃度が直接数値であらわされ、検出限界値はそれぞれ五ベクレルでございます。測定時間は一検体当たり一時間程度でございます。

続きまして、質問事項二の(一)についてお答えいたします。初めに、平成二十三年度末の現金預金は、昨年八月議会でご認定いただきました決算のとおり、三十六億七千三百二十九万九千円でございます。平成二十三年度は、平成二十二年度に比べ四億一千七百九十九万三千円増加いたしました。これは万年橋添架水道管更新工事の通次繰り越しを含め九件の事業費五億六千四百二十五万八千円が平成二十四年度へ繰り越されたことにより、建設改良費の支出が抑制された結果、現金預金が増加したものでございます。

次に、平成二十四年度のキャッシュフローの見通しでございますが、補正後の現金預金としては、受入資金として水道事業収益二十八億五千七十六万六千円、平成二十三年度からの繰越金三十六億七千三百二十九万九千円、満期国債十六億九千八百十五万八千円など、受入資金合計で八十六億七千二百四十六万円を見込みました。これに対し支払資金では、水道事業費用十九億八千五百

十七万七千円、建設改良費二十一億一千九百三十六万一千円、国債の購入費十七億円など、支払資金合計で六十億二千五百七十四万円を見込み、差し引き二十六億四千六百七十二万円の現金預金を予定しております。平成二十三年度に比べますと、十億二千六百五十七万九千円の現金預金が減少することになります。

減少する主な要因は、支払資金の建設改良費が老朽化した施設の改修や更新工事で一億五千六十二万六千円、耐震化工事費で二億九千三百八十七万一千円とそれぞれ増加したほか、平成二十三年度からの繰越事業費五億六千四百二十五万八千円を支出したことが主な要因でございます。

次に、第四期拡張事業の財源を水道料金の引き下げ財源にということについてお答えいたします。第四期拡張事業は、当時の入西特定土地区画整理事業に伴い、全体の見直しを行った結果、給水人口及び給水量の変更認可を受けたものでございます。第四期拡張事業の財源は、総事業費八十七億三千七百九十一万五千円のうち、五・九%の五億一千二百四十九万一千円を自己財源で賄い、残りは企業債の借入れや工事負担金を充てる計画でございます。現状は、適正規模の施設の建設による事業費の縮減や、事業執行に伴う入札差益などによる工事費の減少など、借入金に頼らず、内部留保資金や工事負担金で賄っております。また、現在確保している現金預金などの自己財源は、総合的な建設改良に充てる財源であり、第四期拡張事業以外の石綿セメント管更新事業や、

施設の更新、耐震化事業などの財源に充てるものでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 まず、一点目、放射能災害費用請求と放射能検査についてであります。平成二十三年度の水道事業年報とこの三十三年度に受託水質検査状況が掲載されております。無料と書かれておりますが、理由は共同水質検査事業体だからということであり、基準項目ならわからなくはないのですが、こうした特別の事態に対してそれぞれの自治体がそれは心配になりますから検査をやる、ところがそうした機器がない、あるいは訓練された職員がいらないということであれば、当然坂戸、鶴ヶ島水道企業団に頼ってくる、これは当然であり、すし、やらなければいけないことであるわけなのですが、その点ではやはりそうしたところですね、後になって全部有料検査にしたというのですが、その当時の判断としてはやはり間違っていたのではなかったのですか、お尋ねします。

時間の関係もありますから、もう一つ、坂戸市とか鶴ヶ島、ここもですね、いわゆる水道水の検査は当然無料でいいわけですよ、企業体で構成していますからね、しかしこうした校庭であるとか道路であるとか、こうしたものの依頼もたくさんあったはずなのです。これはやはり有料にすべきなのです。その坂戸や鶴ヶ島からその費用を請求するという形をとらないと、水道企業団

の性質上いかなものかなというふうに思うのですが、お尋ねしておきます。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 お答えいたします。

無料で行ったところと、ときがわ町については有料で行っております。今回は、高田議員さんがおっしゃったように基準とか、その辺と違いました、突発的な事故でありましたので、対応が事業体ではなかなかできないものですから、それと前年ですか、利根川のホルムアルデヒドとかありましたけれども、ああいうものと違いました、範囲的にも広範囲に把握しないと対応がなかなかできない、そういう観点から、共同でやっております毛呂山、越生、日高、鳩山につきましては、災害時の協力ということで無料で作らせていただきました。

それと、もう一つの大気のほうの測定ですけれども、鶴ヶ島市の生活環境課から空間線量の測定のコラボについての依頼がありました。市役所を初めとする公共施設二十七カ所を測定いたしました。また、坂戸市も市民プール一カ所の測定を依頼され、協力いたしました。

災害時であることと構成市、その辺の相互協力が必要であると判断いたしました。原子力発電所の放射能漏れという未曾有の大災害でありましたので、坂戸市及び鶴ヶ島市民の不安を少しでも解消できるものと考え、放射能測定器が納入されるまでの間、無

償で協力いたしました。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 無償でやるというのは、水道企業団の性質からいって間違いでしょうということです。それ以上言いませんけれども。当然それは個々の自治体から請求すべきものであるということです。それは何も水道企業団が非道なことをしているというふうに見る人はいないと思います。

それから、人件費が含まれていないということでもあります。これは、いわゆる請求をしていくのだけでも、まだ検討中で入っていないということです。人件費部分というのは幾らになっているか、答弁願いたいと思います。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 人件費につきましては、まだ東電のほうと交渉している中で、もらえるかもらえないかはちょっとはつきりはしておりません。ただ、請求のほうは行っております。一回目に百七十一万一千四十八円、これについては継続的に請求して、極力いただけるような形をとっていききたいと思っております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 二回目も当然こういうのは請求金額の中に入っているはずなので、そういうものと合わせて東電の問題はし

てください。結構です。

それから二つ目、キャッシュフローについてです。これは、比較損益計算書によれば、水道事業収益と水道事業費用の差である当年度純利益は、先ほど来言われておりますように、年々下がってきております。平成十九年を一〇〇とすると、平成二十三年度は四七・九になっています。これが二十四年末、二十五年末となると、もう少し下がってくるのかなというふうに見ます。しかしながら、比較貸借対照表を見ますと、流動資産の現金預金は、平成二十三年度末で三十六億七千万円強あります。平成十九年度を一〇〇とすると、一三二・六ポイントと大幅に伸びております。

また、有価証券は、固定資産に振りかえておりますが、約十七億円あります。その点では、先ほどの十九年度を一〇〇とした場合に、一六九・八ポイントになっているわけです。先ほど平成二十四年度はがくと下がるのだというふうに言っておりますけれども、もう少し私も分析しないとわかりませんが、一年間で十億円も下がるということ自体は、やはり計画的な流れでいくと少し問題があるのではないかなと思うのです。

時間との関係もありますから、もう一つ言っておきますと、平成四年から平成十二年までの計画、第四期拡張事業ですね、もう目標年度から十二年たっているわけですよ。そういう計画ですね、今人口が減ってきている、それから給水量も相対的に減ってきていると、こういう中でいるんなら、建設改良というのは、当然

経年劣化してきますからありますけれども、その目的は経年劣化に対する、あるいは新たなマンションができたとか何かの開発があつたからといってやる内容とは違うのですよね。いわゆるこれからの人口増、あるいは給水増を見込んで、この第四期というのはつくられているわけです。そうしますと、もうそれは目標年度で、平成十二年で終わっていると。十数年たつても六〇%だと。もう目的から外れているのではないかと、そういうことが言えるわけですね。そういう点で、そのことの関連も含めてお尋ねしておきたいと思えます。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 お答えいたします。

まず、キャッシュフローの件でございますが、キャッシュフローにつきましては、年間の現金の流れをあらわしたものでございます。それが決算によって変わってくるわけでございますが、まず建設工事、この建設改良費による建設工事につきましては、着工いたしましたから、こういったものが原因になって、その工事について影響を与えるかというものは、計画はしますけれども、実際現場のほうに行ってみないとわからないものが多々あります。この工事につきましても、ことし、先ほどからも言いましたけれども、繰り越し工事、こういうものにつきましては、計画ではこれはその年度、単年度でやるのだという形で計画を作成いたしますが、実際現場のほうに入りますと、それが外因的な理由で

ちよつとできなくなるとか、それから監督官庁からの許可が得られないとか、そういうことがございまして、繰り越し工事や何かの関係上、事業につきましては計画どおりにいかないことがございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 これをもって、一般質問を終結いたします。

#### ◎事務調査について

○齊藤芳久議長 日程第十二、事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は閉会中の調査といたしたいと思います。したが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よつて、本件は閉会中の事務調査と決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

(午後零時二十分)

○齊藤芳久議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成二十五年第一回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

### ◎議長の挨拶

○齊藤芳久議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団定例会が開催され、提出された議案につきましては、慎重ご審議いただき、円滑のうちに日程を全て終了することができました。心より御礼申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位を初めご参会の皆様には、健康に十分留意の上、今後とも水道事業の発展のためにご尽力をいただきますことをお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

### ◎企業長の挨拶

○齊藤芳久議長 企業長より閉会の挨拶をお願いいたします。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを初め、平成二十五年度の当初予算など重要案件につきまして慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご同意、ご議決、ご承認をいただき、まことにありがとうございました。本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言を今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思っておりますので、引き続きご指導、ご協力をお願い申し上げます。

立春とは名ばかり、まだまだ寒い日が続くようでございます。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、水道事業並びに地方自治発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○齊藤芳久議長 本日は大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして散会といたします。